

家族(実施者)

住宅改修を検討する

家族

↓

介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談し、実施が決まり次第、施工業者に見積を依頼する。

介護支援専門員

↓

家族

↓

住宅改修が必要な理由書を作成する。	見積を依頼する。 介護支援専門員が依頼しても可
-------------------	----------------------------

施工業者

↓

↓	施工業者が見積を作成
---	------------

家族

↓

見積を確認後、予定していた予算との都合が合えば、見積を了承する。
併せて、**受領委任払希望者は同意書**に署名し、受領に関する権限を施工業者に委任する。

施工業者又は介護支援専門員

↓

書類が全て揃い次第、町に事前申請書※1を提供する。
受領委任払を希望する方は、同意書も併せて提出する。

※1
・償還払希望者:介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(事前申請用)及びその必要な書類(申請書内に記載)
・受領委任払希望者:介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(事前申請用)、その他必要な書類(申請書内に記載)及び**同意書**

町職員 ※現地確認まで最大10日程度かかります。

↓

町職員が現地(利用者宅)に向かい住宅改修実施場所を目視で確認する。

町職員

↓

問題なければ町から利用者宛てに承認通知書を郵送する。

家族

↓

承認通知書が届いた利用者は、その旨施工業者又は介護支援専門員に伝える。

施工業者

↓

改修工事に着手する。

家族

↓

改修工事完了後、改修工事代金を施工業者に支払う。
・償還払の場合は、**一旦全額を支払う。**
・受領委任払の場合は、**利用者の負担割合分のみ支払う。**

※端数が生じた場合の端数処理方法

利用者負担分→端数切上げ 給付分→端数切捨て

例 工事代金:123,456円 利用者負担割合:1割の場合

利用者負担分:12,345.6円 給付分(施工業者に委任給付分):111,110.4円

利用者負担分:12,346円 給付分(施工業者に委任給付分):111,110円

↓

施工業者又は介護支援専門員

改修工事完了後書類を整理し、支給の申請書※2を町に提出する。

※2

- ・償還払希望者: 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書及びその必要な書類(申請書内に記載)
- ・受領委任払希望者: 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)及びその必要な書類(申請書内に記載)

町職員

↓

申請月の翌月に内容を審査し、支給決定する。

- ・償還払希望者: 被保険者(対象者)からの申請に基づき指定された利用者等の口座へ支給
- ・受領委任払希望者: 施工業者からの申請に基づき指定された施工業者の口座へ支給